

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令要綱  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）  
の施行期日は、平成二十四年十月三十日とする。